

内部統制報告制度の効果に関する研究 (3)

町 田 祥 弘

【キーワード】 内部統制、内部統制報告、開示すべき重要な不備（重要な欠陥）、監査、
内部統制報告制度の改革案

1 はじめに

前稿までの(1)（町田、2020）及び(2)（町田、2021）においては、導入から10年を経過したわが国の内部統制報告制度について、主に資本コストの観点から分析してきた。結果として、内部統制報告制度は総じて資本コストの改善には寄与しているものの、開示すべき重要な不備（重要な欠陥）の識別の有無は資本コストに影響を及ぼしているとはいえない、ということが明らかとなった。

問題は、前稿までの分析の背景又は前提として認識してきた、上場企業においては、現行の内部統制報告制度は効果がないと認識されているという事実である。より具体的に言えば、2011年の制度変更によって大幅に簡略化された評価プロセスにより、大規模企業にとっては、内部統制報告制度は自社の内部統制の改善に寄与するものとはいえず、例えば、アメリカの海外不正支払防止法（*Foreign Corrupt Practice Act of 1977*）対応のために、海外子会社の内部統制等が関心事となっていることであり、一方、中小規模又は新興企業にとっては、簡略化された制度であっても、未だに内部統制報告制度のコスト負担は大きいということである。したがって、企業社会においては、法制度で求められているので致し方なく対応しているという認識が強いというのである。また、近年では、開示すべき重要な不備が後日発見されて内部統制報告書を訂正する件数が、当初から開示すべき重要な不備を報告する件数を上回る状況が見られ、中には、モラルハザード、すなわち、内部統制の評価作業においては十分な評価を行わず、後日、会計不正又は何らかの不祥事が生じた場合に内部統制報告書を訂正すればよいという認識が上場企業においてあるのではないかと、という問題もあるように見受けられる。

そこで本稿では、一連の内部統制報告制度の効果に関する研究の最後として、上場企業に対する意識調査を実施し、内部統制報告制度の効果や制度改革に対する上場企業の認識や、それぞれの認識と回答企業における内部統制にかかる課題の関連性を検討することとした。

2 先行研究と仮説の設定

わが国の内部統制報告制度に対する意識調査は、内部統制報告制度導入時期に、様々な機関等によって行われた。例えば、監査役等の立場から、日本監査役協会による調査（2008；2009；2010）が行われ、主に、当時関心が高かった内部統制報告制度によって識別された重要な欠陥と監査役監査との期ずれの問題や、監査報酬の増加に関する問題が調査された。また、経済団体連合会（2007）、日本総合研究所（2008）、東京証券取引所（2009）、あるいは、監査法人トーマツ（2008）を始めとする大手監査法人等では、上場企業における内部統制報告制度の準備状況について調査を実施し、課題を報告していた。また、日本公認会計士協会（2009）では、上場企業の内部統制監査を担当する監査人に対してアンケートを実施し、内部統制監査の準備状況の調査を行っていた。

これらの内部統制報告制度導入前後の調査を基にして、あるいは、別途、個別の要望として、各団体・機関や個人が内部統制報告制度の改善に関する要望を金融庁に寄せている（金融庁、2010）。これは、内部統制報告制度が導入された際に、企業会計審議会における議論において、一定期間が経過した後に制度の見直しを図って、新たな制度の導入に伴う課題を調整することが表明されていたことに伴うものである。結果として、2011年3月に内部統制報告にかかる基準が改訂され、主に経営者による内部統制の評価手続の簡素化が図られたのである。

その後、内部統制報告制度が導入から10年を経過するに当たって、制度を総括し、改善提案を行う目的で、いくつかの調査が実施されている。例えば、プロティビティ（2019）やPwC あらた有責任監査法人（2021）等が挙げられる。また、具体的に、制度改革に対する提言を行ったものとしては、日本公認会計士協会近畿会（2017）及び日本公認会計士協会（2018）が挙げられる。とくに後者は、2015年東芝事件を受けて2016年3月に金融庁から公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」による提言（金融庁、2016）において、「内部統制報告制度の運用状況について必要な検証を行い、制度運用の実効性確保を図っていくべき」とされたことを受けて、「内部統制報告制度に関して所期の目的を達成するような運用が定着しているのかどうかについて検討し、その結果をとりまとめたもの」とされている。この調査結果を踏まえた議論が、前稿までにおいて取り上げたように、手塚ほか（2019）に所収されている日本内部統制研究学会のパネル討論会で実施されたのである。

一方、わが国の学術研究における実証的な研究としては、主に、アーカイバルデータに基づく分析研究が実施されてきた。例えば、松本（2010）、矢澤（2010；2012）、異島（2019）等が挙げられる。松本（2010）は、内部統制の重要な欠陥を報告した企業と監査報酬、業績、事業の複雑性の関連性を明らかにしており、矢澤（2010）は、内部統制の重要な欠陥を報告

する企業における利益の質を分析している。また矢澤（2012）は、内部統制の重要な欠陥の報告と内部統制監査のコストとの関連性を検証している。異島（2019）では、内部統制の重要な欠陥と監査報酬及び訂正報告との関連性を分析している。これらに共通するのは、重要な欠陥（又は開示すべき重要な不備）という識別可能な変数を利用して、重要な欠陥を報告する企業の特徴又は等を識別しようと試みている点にある。

他方、内部統制報告制度の改革に向けた検討をしているものとして、山田（2015）及び高原（2015）等が挙げられる。山田（2015）は、内部統制報告の訂正報告による修正件数の多さに着目し、制度の改善提案を含む議論を展開している。また、高原（2015）は、Akresh（2010）やKinney et al.（2013）の検討を踏まえて、主にアメリカにおける統合型の内部統制監査の改革提言を紹介する形で、わが国の内部統制報告制度に対する知見を得ようとしている。

以上のような先行研究は、いずれも、開示すべき重要な不備の報告や訂正報告を基に、内部統制報告の結果から現状を分析しようとしているが、本研究では、先に挙げた公認会計士協会等が実施したのと同様に、内部統制報告制度についての意識調査を上場企業に対して実施することにより、分析データを得ることとした。現時点で、上場企業において、現状の内部統制報告制度の効果についていかなる認識がもたれているのか、また、同制度に効果がないとする企業又は効果があるとする企業は、内部統制報告制度をどのように改革すべきと考えているのか、さらには、上場企業は、自社の内部統制の機能についていかなる課題を抱えているのか、内部統制報告制度によっていかなる影響があったと考えているのかを質問紙調査によって尋ねて、回答結果から内部統制の状況と内部統制報告制度に対する認識との関連性を分析することが目的である。

そこで、本研究では、以下の仮説を設定することとした。

仮説 1-1： 内部統制報告制度について、正の効果があるとする企業は、内部統制報告制度の効果に肯定的な認識を有している。

仮説 1-2： 内部統制報告制度について、負の効果があるとする企業は、同制度の効果に否定的な認識を有している。

仮説 2： 内部統制報告制度の効果に否定的な企業は、内部統制監査よりも、経営者による内部統制の評価に対して否定的な認識を有している。

仮説 3-1： 自社の内部統制の機能が有効に機能していると認識している企業ほど、内部統制報告制度に対して否定的な認識を有している。

仮説 3-2： 内部統制報告制度の効果に否定的な企業は、先行研究に示されている開示すべき重要な不備を報告した企業と同様の特徴（高い監査報酬、事業の複雑性、業績の

悪さ等)を有している。

上記のうち、仮説1については、次のモデル式Aによって分析を行う。

- モデル式A: $\text{Effect} = \alpha + \beta \text{ 内部統制報告制度に関する認識の因子} + \varepsilon$

また、仮説2については、内部統制報告制度に対する改革案のうち、内部統制監査の廃止を期待する回答と、経営者による内部統制の評価における各種の領域の部分的な廃止を期待する回答との対比によって、 χ^2 検定によって検証したい。

さらに、仮説3-1及び3-2については、以下のモデル式B及び各種変数を設定する。

- モデル式B: $\text{Effect} = \alpha + \beta \text{ IC} + \gamma \text{ コントロール変数} + \text{年度ダミー} + \text{産業ダミー} + \varepsilon$

■ 変数

変数	期待符合	定義
Effect		内部統制報告制度の効果についての評価 (1 から 6 の順序変数)
IC		内部統制及び内部統制報告制度についての回答結果 (1 から 6 の順序変数)
IC f1-1	+	内部統制報告制度対応 (が十分に図られている)
IC f2-1	+	内部統制報告制度の正の効果 (を認識している)
IC f2-2	-	内部統制報告制度の負の効果 (を認識している)
AudFee	-	監査証明業務報酬の自然対数
Foreign	+	持株に占める外国人投資家の割合
Size	?	総資産の自然対数
Sub	-	子会社数 + 1 の自然対数
CR	-	流動比率
Lev	-	総資産に占める総負債の割合
Loss	-	当期純利益がマイナスであれば1、そうでなければ0のダミー変数

3 研究の方法

本研究では、上場企業に対する質問紙調査を実施した。その概要は以下の通りである。

- 1) 調査方法 郵送 (往復) による質問紙調査
- 2) 調査対象 2021 年 1 月末に東京証券取引所に上場していた全上場企業 (3,711 社)のうち、金融・保険業および外国企業等を除く 3,539 社に対して、それらの企業の CFO に対して調査を実施

- 3) 調査期間 2021年2月1日から2021年4月21日まで
- 4) 回答方法 企業名及び回答者の部署・職位等の記名による回答
- 5) 回答数(回答率) 189件(5.34%)
- 6) その他 本調査は、『内部統制報告制度の効果と改革の可能性』及び『上場企業における不正リスクへの対応』に関する実態調査」と題する調査として実施したものである¹⁾。

質問紙において尋ねた主な質問項目は、以下の通りである。

- ① 現在、内部統制に関する事項(目的や要素等)に関して、どの程度、機能している又は課題があると考えられるか(0[全く有効ではない]から5[非常に有効である]までの6段階のリッカート・スケール)。
- ② 内部統制報告制度が有している効果について、どのように評価しているか(0[全く効果がない]から5[非常に効果がある]までの6段階のリッカート・スケール)。
- ③ 内部統制報告制度の実施による影響等について、項目ごとにどの程度の影響があると考えるか(0[全く当てはまらない]から5[非常に当てはまる]までの6段階のリッカート・スケール)。
- ④ 内部統制に関する制度についての各種の改革案について、どのように評価するか(0[全く期待しない]から5[非常に期待する]までの6段階のリッカート・スケール)。

4 記述統計

前掲の各質問に対する回答結果は、以下の図表1～4の通りである。いずれの質問も0から5の6段階のリッカート・スケールでの回答を求めている。各表の数値は、回答を加重平均したものである²⁾。

図表1 自社における内部統制の機能の有効性

項 目	回答数	有効性の程度 (0から5まで)
1. 業務の有効性の確保	186	3.95
2. 業務の効率性の確保	186	3.24
3. 財務報告の信頼性の確保	187	4.27
4. 役員のコンプライアンスの確保	186	4.00
5. 従業員のコンプライアンスの確保	186	3.78
6. 会社の資産(有形・無形)の保全	186	3.83
7. 取締役会・監査役等の機能	186	3.91
8. 人事の方針と管理	186	3.25
9. 権限・職掌の分離	186	3.61

10. 企業リスクの評価と対応	186	3.58
11. 業務のコントロール	187	3.76
12. 適正な情報の作成と管理	186	3.76
13. 社内または社外との間でのコミュニケーション	186	3.30
14. 内部監査	187	3.96
15. 内部統制報告の評価体制	186	3.88
16. IT 統制	187	3.67
17. 企業集団における業務の適正性の確保	181	3.69
18. 海外子会社の業務の適正性の確保	134	3.16
19. 全社的なリスク・マネジメント	186	3.58
20. クライシス・マネジメント	186	3.22

図表 2 内部統制報告制度による影響

項 目	回答数	効果の程度 (0 から 5 まで)
内部統制報告制度が有している効果	143	2.69

図表 3 内部統制報告制度による影響

項 目	回答数	当てはまりの程度 (0 から 5 まで)
1. 業務が有効に行われるようになった	186	3.55
2. 業務が効率的に行われるようになった	186	2.94
3. 財務報告の信頼性が確保されるようになった	187	3.91
4. コンプライアンスが適切に確保されるようになった	186	3.64
5. 資産の保全が図られるようになった	186	3.44
6. 文書化作業が多くなった	187	3.96
7. 業務にかかる人員が多くなった	186	3.56
8. チェックや確認作業にかかる時間が多くなった	187	3.86
9. 社内規程や業務マニュアルが多くなった	187	3.76
10. 監査法人に対する報酬が高くなった	185	3.71
11. 業務のミスが少なくなった	186	3.21
12. 不正リスクが低くなった	186	3.60
13. IT システムへの投資額が高くなった	186	3.13
14. 業務管理が形式的なものになった	185	2.87
15. 内部監査部門を拡充することになった	186	3.05
16. とくに影響はない	136	1.60
17. その他	2	2.50

図表 4 内部統制報告制度の改革案への期待

内部統制報告制度の改革案	回答数	期待する程度 (0 から 5 まで)
1. 会社法の内部統制の整備に関するガイドラインの公表	187	3.18
2. 会社法の内部統制の運用状況の評価に関するガイドラインの公表	187	3.19
3. 会社法の内部統制と金商法の内部統制報告制度の統合	187	3.71
4. 内部統制報告制度における経営者による内部統制報告の廃止（外部監査人による内部統制の評価と監査のみとする）	187	2.89
5. 内部統制報告制度における経営者による運用状況の評価（サンプリング作業等）の廃止	187	3.08
6. 内部統制報告制度における全社的な内部統制の評価の廃止（業務プロセスにかかる内部統制の評価のみとする）	187	2.88
7. 内部統制報告制度における業務プロセスに係る内部統制の評価の廃止（全社的な内部統制の評価のみとする）	186	2.78
8. 内部統制報告制度における監査法人による内部統制監査の廃止	187	2.75
9. 監査法人が、財務諸表監査の一環として内部統制についても評価し、監査報告書上で報告する（内部統制の監査手続は実施するが、別の意見表明とはしない）	187	3.26
10. 内部統制が有効であった会社に対する優遇措置の導入	187	3.21
11. 内部統制報告制度に代えて、コーポレートガバナンス・コードに内部統制の評価に関する項目を入れる	186	2.83
12. 現行の制度をこのまま維持する	173	2.35
13. その他	2	2.50

まず、図表 1 によれば、全ての内部統制に関する項目で有効性の程度が 3.00 を上回っていることが見て取れる。質問で設定した 0 から 5 の 6 段階のリッカート・スケールの中位点は 2.5 であることからすると、総じて回答者による自社の内部統制の有効性に対する評価は高いといえよう。ただし、本調査が内部統制報告制度に関するものであることから、回答者は自社の内部統制を有効であると回答する傾向にあった可能性にも留意すべきであろう。回答の中で最も有効性の程度が高いとの回答結果となったのが、「3. 財務報告の信頼性の確保」であったこともその証左といえるかもしれない。

全体として有効性の程度が高いとの回答結果が示されていた中でも、「3. 財務報告の信頼性」(4.27)、「4. 役員のコンプライアンスの確保」(4.00)、「14. 内部監査」(3.96)、「1. 業務

の有効性の確保」(3.95)、「7. 取締役会・監査役等の機能」(3.91)、「15. 内部統制報告の評価体制」(3.88)等が有効性が高いとの傾向が示された。役員のコンプライアンスや業務の有効性、取締役・監査役等の機能は、会社法の内部統制関連規定に関係する事項であり、それ以外は、金融商品取引法の内部統制報告制度に関連する項目ということができる。

一方、有効性の程度が相対的に高くない結果となったものとしては、「18. 海外子会社の業務の適正性の確保」(3.16)、「20. クライシス・マネジメント」(3.22)、「2. 業務の効率性の確保」(3.24)、「8. 人事の方針と管理」(3.25)等がある。これらの項目が、現在、企業社会において課題となっている事項と捉えることができる。

次に、**図表2**によれば、内部統制報告制度が有している効果について尋ねた結果は、0から5のリッカート・スケールの中位点(2.50)をやや上回る程度であった。内部統制報告制度の形骸化が指摘される中で、圧倒的に否定的な回答結果が寄せられる可能性もあると想定していたが、結果としては、中位点をやや上回る回答結果となった。

図表3は、内部統制報告制度の影響であるが、選択肢には、正の効果としての影響項目と負の効果としての影響項目を挙げている。結果としては、回答結果が高く出たものが、「6. 文書化作業が多くなった」(3.96)、「3. 財務報告の信頼性が確保されるようになった」(3.91)、「8. チェックや確認作業にかかる時間が多くなった」(3.86)が挙げられる。他方、相対的に回答結果が低かった、すなわちそのような影響は認識されていないという項目としては、「14. 業務管理が形式的なものになった」(2.87)、「2. 業務が効率的に行われるようになった」(2.94)、「15. 内部監査部門を拡充することとなった」(3.05)等が挙げられよう。

一連の回答からは、内部統制報告制度の主目的である財務報告の信頼性はたしかに確保されているが、文書化作業、チェックや確認作業に追われていること、内部監査部門を拡充して内部統制評価作業に対応している様子が見て取れる。他方で、効率性の確保という効果は得られていないともいえよう。

最後に、**図表4**は、内部統制報告制度の改革案を尋ねた結果である。指示する程度が高かったものとしては、「3. 会社法の内部統制と金商法の内部統制報告制度の統合」(3.71)、「9. 監査法人が、財務諸表監査の一環として内部統制についても評価し、監査報告書上で報告する(内部統制の監査手続は実施するが、別の意見表明とはしない)」(3.26)、「10. 内部統制が有効であった会社に対する優遇措置の導入」(3.21)等がある。

これらは、いずれも以前から主張されてきた改革案である。3.の会社法と金商法の2制度並立状況の解消は、日本公認会計士協会をはじめとして、わが国の財務報告制度の改革提言として繰り返し挙げられてきた問題であり、10.の内部統制が有効であった会社に対する優遇制度は、アメリカにおける量刑ガイドラインにおいて実際に実施されている。また、9.は財務諸表監査において内部統制の評価も行うとするもので、いわば監査人によるダイレクト・レポーティングを財務諸表監査に取り込むことであり、先行研究として挙げたKinney

et al. (2013) においても改革案として挙げられていたものである。また、鳥羽 (1983; 2007) においても、内部統制に対する意見表明を行い、その前提で財務諸表の監査意見を表明することが主張されており、財務諸表監査に内部統制監査を統合する意味では軌を一にしているといえよう。なお、研究論文ではないが、町田 (2007) においても、内部統制報告制度の将来像として、内部統制報告制度を財務報告制度に統合し、財務報告に対する保証の一環として監査人が内部統制を検証することを主張している。

一方、「12. 現行の制度をこのまま維持する」(2.35) が中位点を下回ったことは予想された結果ではあったが、それほど低い値を示したわけではなく、「7. 内部統制報告制度における業務プロセスに係る内部統制の評価の廃止（全社的な内部統制の評価のみとする）」(2.78) や「8. 内部統制報告制度における監査法人による内部統制監査の廃止」(2.75) も含めて、制度の一部廃止を含む改革案についてもそれほど高い評価を得なかったことは、興味深い点であった。内部統制報告制度について、企業側では、現状の「法対応」によって安定的に運用されており、前述の会社法との二制度並立状況の解消や内部統制の運用状況が良好な場合の優遇策を除けば、内部統制の評価に係る部分の改廃に関してはそれほど期待されていないということなのかもしれない。

5 因子分析

上記の回答結果を基に、**図表 1**、**図表 2**、及び**図表 4**に示した質問に対する回答を因子分析した結果が**図表 5**、**図表 6** 及び**図表 7**である。

ここで、因子分析に当たっては、いずれの分析についても、因子抽出法は最尤法を用いて、回転法は Kaiser の正規化を伴うプロマックス法を用いている。

図表5 因子分析(1): 内部統制の機能の有効性

選択肢	因子負荷			共通性
	因子 1-1	因子 1-2	因子 1-3	
因子 1-1：内部統制報告制度対応				
15. 内部統制報告の評価体制	0.919	-0.025	-0.035	0.781
14. 内部監査	0.791	0.009	0.029	0.663
16. IT 統制	0.768	-0.291	0.338	0.688
3. 財務報告の信頼性の確保	0.621	0.184	-0.048	0.520
17. 企業集団における業務の適正性の確保	0.620	0.119	0.086	0.575
1. 業務の有効性の確保	0.471	0.298	0.000	0.488
因子 1-2：コンプライアンス対応				
8. 人事の方針と管理	-0.247	0.821	0.310	0.807
4. 役員のコンプライアンスの確保	0.271	0.747	-0.241	0.639
7. 取締役会・監査役等の機能	0.206	0.742	-0.105	0.672
2. 業務の効率性の確保	-0.231	0.649	0.248	0.484
6. 会社の資産（有形・無形）の保全	0.192	0.616	0.028	0.594
5. 従業員のコンプライアンスの確保	0.313	0.476	0.047	0.561
12. 適正な情報の作成と管理	0.323	0.420	0.048	0.497
因子 1-3：全社の内部統制				
18. 海外子会社の業務の適正性の確保	0.284	-0.144	0.519	0.397
19. 全社的なリスク・マネジメント	0.429	0.068	0.441	0.681
因子間相関 因子 1-2	0.631			
因子 1-3	0.589	0.635		

図表5に示した因子分析(1)については、0.4以上の因子負荷のある因子を残す形で分析を行って得られたものである。残された15項目について固有値を求めたところ、10.573、1.546、1.111、0.893、0.717、0.701、0.620、0.589、0.430、0.401、0.351、0.342、0.323、0.282、0.241であり、カイザーガットマン基準に従い、値が1を超える固有値は3つあるため、第3因子までを有効とした。回転後の最終的な因子パターンと因子間相関は、図表5の通りである。

なお、Kaiser-Meyer-Olkinの標本妥当性の測度は、0.925であり、Bartlettの球面性検定は、 $p < 0.001$ で有意に単位行列とは異なり、因子分析を適用させることの妥当性が保証された。

ここで、第1因子(因子1-1)は、内部統制報告制度対応を表す因子と解される。「17. 企業集団における業務の適正性の確保」は、会社法における内部統制関連規定として項目立てしたものであるが、内部統制報告制度が連結ベースで実施されることから、この項目が含まれていても違和感はない。

第2因子（因子1-2）は、会社法を中心としたコンプライアンス対応を表す因子と解される。「8. 人事の方針と管理」は、組織管理から「2. 業務の効率性」の一環と見ることもできるであろう。また、「6. 会社の資産（有形・無形）の保全」は監査役等の権限に含まれる。また、「12. 適正な情報の作成と管理」は、今回の質問紙調査が不正な財務報告問題に係る調査とともに実施したものであることから、不正事案の発生等を想起したのかもしれない。

第3因子（因子1-3）は、海外子会社や全社にわたる内部統制という観点で、全社的内部統制と整理した。

なお、因子間の相関がいずれも0.5を上回っているが、これは内部統制報告制度と会社法の内部統制が重なり合うように、同じ社内の内部統制を別の側面から見ているという点で致し方ないものと捉えている。

図表6 因子分析 (2)：内部統制報告制度の影響

選択肢	因子負荷				共通性
	因子 2-1	因子 2-2	因子 2-3	因子 2-4	
因子 2-1：内部統制報告制度の正の効果					
5. 資産の保全が図られるようになった	0.925	0.013	-0.002	-0.127	0.745
4. コンプライアンスが適切に確保されるようになった	0.887	0.091	-0.023	-0.108	0.719
3. 財務報告の信頼性が確保されるようになった	0.840	0.030	-0.030	-0.095	0.629
12. 不正リスクが低くなった	0.749	-0.077	0.052	0.149	0.704
1. 業務が有効に行われるようになった	0.668	0.115	-0.131	0.145	0.583
2. 業務が効率的に行われるようになった	0.626	-0.021	0.003	0.234	0.602
因子 2-2：内部統制報告制度の負の効果					
6. 文書化作業が多くなった	-0.146	0.866	0.058	0.031	0.778
8. チェックや確認作業にかかる時間が多くなった	0.097	0.818	-0.073	0.022	0.660
7. 業務にかかる人員が多くなった	-0.008	0.704	0.256	-0.054	0.713
9. 社内規程や業務マニュアルが多くなった	0.175	0.542	0.138	0.109	0.509
因子 2-3：組織等の拡充					
13. IT システムへの投資額が高くなった	0.368	-0.195	0.672	0.022	0.578
15. 内部監査部門を拡充することになった	-0.095	0.087	0.492	0.063	0.119
因子 2-4：誤謬の減少					
11. 業務のミスが少なくなった	0.232	-0.018	-0.031	0.862	0.999
因子間相関 因子 2-2	0.174				
因子 2-3	0.175	0.464			
因子 2-4	0.549	0.139	0.193		

図表6の因子分析(2)では、「16. とくに影響はない」を除く項目で分析を開始し、因子負荷が0.4以上の項目を残す形で分析を進めた。結果として残った14項目について、固有値は、5.456、3.208、1.304、1.047、0.834、0.677、0.592、0.513、0.454、0.416、0.298、0.274、0.219であり、カイザーガットマン基準に従い、値が1を超える固有値は4つあるため、第4因子までを有効とした。回転後の最終的な因子パターンと因子間相関は、図表6の通りである。

なお、Kaiser-Meyer-Olkinの標本妥当性の測度は、0.849であり、Bartlettの球面性検定は、 $p < 0.001$ で有意に単位行列とは異なり、因子分析を適用させることの妥当性が保証された。

第1因子(因子2-1)は、内部統制報告制度の正の効果であり、内部統制報告制度から得られたメリットが纏められている。第2因子(因子2-2)は、逆に負の効果であり、コスト増や作業負担等が挙げられている。

また、第3因子(因子2-3)は、組織やITシステムへの投資が増えたという点から「組織等の拡充」と整理した。また、第4因子(因子2-4)は、「11. 業務のミスが少なくなった」ということで、誤謬の減少と整理した。因子2-3と因子2-4は、因子2-1及び因子2-2とは別因子となっているものの、因子2-3は内部統制報告制度の負の効果として因子2-2と、因子2-4は内部統制報告制度の正の効果として因子1と同一カテゴリーとも考えられる。

なお、因子間の相関のうち、因子2-1と因子2-4の相関が0.549となっているのは、因子2-4も、広く内部統制の正の効果に含まれると解される点で類似性があるからであろう。

図表7 因子分析 (3) : 内部統制報告制度改革

選択肢	因子負荷			共通性
	因子 3-1	因子 3-2	因子 3-3	
因子 3-1：制度の部分的な廃止				
Ⅱ (4)7. 内部統制報告制度における業務プロセスに係る内部統制の評価の廃止	0.882	0.078	-0.128	0.756
Ⅱ (4)5. 内部統制報告制度における経営者による運用状況の評価（サンプリング作業等）の廃止	0.882	0.088	0.006	0.798
Ⅱ (4)6. 内部統制報告制度における全社的な内部統制の評価の廃止	0.777	0.007	-0.036	0.594
Ⅱ (4)8. 内部統制報告制度における監査法人による内部統制監査の廃止	0.712	-0.052	-0.004	0.504
Ⅱ (4)4. 内部統制報告制度における経営者による内部統制報告の廃止	0.711	-0.058	0.244	0.626
因子 3-2：制度の活用又は展開				
Ⅱ (4)1. 会社法の内部統制の整備に関するガイドラインの公表	-0.060	1.000	0.006	0.999
Ⅱ (4)2. 会社法の内部統制の運用状況の評価に関するガイドラインの公表	-0.052	0.960	0.030	0.939
Ⅱ (4)11. 内部統制報告制度に代えて、コーポレートガバナンス・コードに内部統制の評価に関する項目を入れる	0.299	0.311	-0.018	0.193
因子 3-3：制度の統合				
Ⅱ (4)3. 会社法の内部統制と金商法の内部統制報告制度の統合	-0.098	-0.009	1.019	0.999
Ⅱ (4)9. 監査法人が、財務諸表監査の一環として内部統制についても評価し、監査報告書上で報告する	0.320	0.004	0.409	0.327
因子間相関	因子 3-2	0.069		
	因子 3-3	0.213	0.350	

図表7の因子分析(3)についても、「12. 現行の制度をこのまま維持する」を除く項目について分析を行ったところ、固有値は、4.035、2.433、1.183、0.972、0.709、0.564、0.397、0.363、0.254、0.158であり、カイザーガットマン基準に従い、値が1を超える固有値は3つあるため、第3因子までを有効とした。回転後の最終的な因子パターンと因子間相関は、図表7の通りである。

なお、Kaiser-Meyer-Olkinの標本妥当性の測度は、0.737であり、Bartlettの球面性検定は、 $p < 0.001$ で有意に単位行列とは異なり、因子分析を適用させることの妥当性が保証された。

第1因子（因子3-1）は、内部統制報告制度の部分的な廃止を求める回答であり、第2因子（因子3-2）は、ガイドラインの公表やコーポレートガバナンス・コードへの展開、内部統制が有効な場合の優遇策の導入等、制度の活用や展開を期待した回答と整理で紀要。また、第3因子（因子3-3）は、会社法との統合、財務諸表監査への統合といった他の精度への統合を図ることを期待する回答といえよう。

なお、因子間の相関は因子3-3に関連して若干認められるものの強い干渉とは言えない程度であるといえよう。

6 回帰分析

続いて、先に示したモデル式Aによって、仮説1を検証してみたい。

図表2に示した内部統制報告制度の効果に対する0から5の6段階のリッカート・スケールを（1から6に変換して）従属変数とし、図表6で識別した4つの因子によって、重回帰分析を実施したところ、以下の結果となった。

図表8 内部統制と因子の関係

	予測符号	係数	t 値	
因子 2-1（正の効果）	+	0.538	6.825	***
因子 2-2（負の効果）	-	-0.250	1.488	†
因子 2-3（組織等の拡充）	-	0.188	0.947	
因子 2-4（誤謬の減少）	+	0.666	9.660	***
定数		-0.441	4.021	**
n		187		
Adjusted R ²		0.258		
F-statistic		361.022	***	

注1：***、**、及び†は、それぞれ、1%、5%、及び10%水準で有意であることを示す。

注2：t 値は White の標準誤差に基づいて修正している。

図表8に示されている通り、図表6で識別した内部統制報告制度の影響に関する因子のうち、因子1「内部統制報告制度の正の効果」と因子2-4「誤謬の減少」は、図表2に示した内部統制報告制度の効果に対する認識に関して、正の影響を与えていることが、いずれも1%水準で有意であった。他方、因子2-2「内部統制報告制度の負の効果」については、10%水準で有意となるに留まった。

このことから、前述の「仮説1-1：内部統制報告制度について、正の効果があるとする企業は、内部統制報告制度の効果に肯定的な認識を有している。」は立証されたといえるものの、「仮説1-2：内部統制報告制度について、負の効果があるとする企業は、同制度の効果に否定的な認識を有している。」については、立証されなかったといえる。

これは、内部統制報告制度に正の効果을認識している企業は、ヨリ積極的に内部統制報告制度を肯定的に捉えるものの、同制度の負の効果を認識している企業は、必ずしも同制度そのものを否定的に捉えているとはいえないということである。言い換えれば、内部統制報告制度は、負の側面の改善又は補填的な措置によって改善可能であり、単なる印象によって制度全体の改廃を軽々に論じるべきではないといえよう。

次に、「仮説2：内部統制報告制度の效果に否定的な企業は、内部統制監査よりも、経営者による内部統制の評価に対して否定的な認識を有している。」を検証するために、次のような手順をとる。まず、図表7において、因子3-1「制度の部分的な廃止」に含まれる5つの選択肢、すなわち、①「4. 内部統制報告制度における経営者による内部統制報告の廃止（外部監査人による内部統制の評価と監査のみとする）」、②「5. 内部統制報告制度における経営者による運用状況の評価（サンプリング作業等）の廃止」、③「6. 内部統制報告制度における全社的な内部統制の評価の廃止（業務プロセスにかかる内部統制の評価のみとする）」、④「7. 内部統制報告制度における業務プロセスに係る内部統制の評価の廃止（全社的な内部統制の評価のみとする）」及び⑤「8. 内部統制報告制度における監査法人による内部統制監査の廃止」の5項目について、期待する程度についての0から5のリッカート・スケールによる回答を0から2と3から5の2つに区分する。次に、図表2に示した内部統制報告制度の效果に対する0から5のリッカート・スケールによる回答についても、同様に0から2と3から5の2つに区分して、同制度に否定的な企業を識別すると68企業となった。この68の回答について、①から④のそれぞれと、⑤との対比で、 χ^2 検定を実施した。

結果のみ示すと、次の図表9の通りである。

図表9 内部統制監査及び内部統制評価に対する認識と内部統制報告制度に対する認識

項目	Pearson の χ^2 値	自由度	有意確率
①：⑤	25.302	186	<0.001
②：⑤	44.514	186	<0.001
③：⑤	33.026	186	<0.001
④：⑤	112.665	186	<0.001

図表9の通り、全ての項目において、回答には1%水準で有意な差が認められ、①から④のいずれについても、⑤よりも①から④を選択する回答の程度が、有意に高かった。このことから、仮説2は、立証されたといえる。つまり、本調査の限りではあるが、内部統制報告制度に対する否定的な見解は、主として経営者に課せられている内部統制評価作業の負荷によるものと解されるのである。

ただし、本設問は、経営者による内部統制評価と監査人による内部統制監査とを直接的に比較して尋ねた結果ではないことから、この結果については更なる調査・分析が必要であると考えられる。

最後に、「仮説 3-1：自社の内部統制の機能が有効に機能していると認識している企業ほど、内部統制報告制度に対して否定的な認識を有している。」、並びに、「仮説 3-2：内部統制報告制度の効果に否定的な企業は、先行研究に示されている開示すべき重要な不備を報告した企業と同様の特徴（高い監査報酬、事業の複雑性、業績の悪さ等）を有している。」を検証するために、先に示したモデル式 B によって、重回帰分析を実施した。

IC の変数は、因子分析によって得た、**図表 5**における「因子 1-1 内部統制報告制度対応」、**図表 6**における「因子 2-1 正の効果」及び「因子 2-2 負の効果」である。結果は、**図表 10** 及び**図表 11** のとおりであった。なお、個別に投入した場合も、一括して3つの変数として投入した場合も、結果は変わらなかったため、一括して表記している。

図表 10 記述統計量

	Effect	AudFee	Foreign	Size	Sub	CR	Lev	Loss
観測値	143	143	143	143	143	143	143	143
平均値	2.69	10.218	12.284	11.485	2.798	2.425	0.438	0.037
標準偏差	2.350	0.740	10.452	2.520	1.568	1.952	0.366	0.335
最大値	5	13.036	47.910	17.886	6.455	16.457	2.028	1.000
第3四分位数	4	11.024	18.442	15.477	3.521	3.054	0.666	0.000
中央値	2.5	10.017	6.250	12.444	2.511	1.890	0.547	0.000
第1四分位数	2	9.980	1.125	8.957	1.200	1.365	0.322	0.000
最小値	0	9.112	0.000	4.578	0.000	0.229	0.077	0.000

図表 11 回帰結果

	予測符号	係数推測値	t 値	p 値
IC f1-1	+	0.257	3.245	0.0030 ***
IC f2-1	+	-0.158	-1.549	0.0020 ***
IC f2-2	-	0.519	-16.662	0.0000 ***
AudFee	+	1.337	22.616	0.0000 ***
Foreign	-	-0.231	-4.271	0.0000 ***
Size	-	0.639	12.607	0.0000 ***
Sub	-	0.291	0.844	0.3985
CR	-	-0.158	-6.232	0.0000 ***
Lev	+	0.219	2.965	0.1030
Loss	-	-0.053	-1.551	0.1209
定数		0.008	0.356	0.7222
年度ダミー	Yes			
産業ダミー	Yes			
Adjusted R ²		143		
F-statistic		0.107		
		216.131 ***		

注 1：***、**、及び*は、それぞれ、1%、5%、及び 10%水準で有意であることを示す。また、n.s. は、有意な差異がないことを示す。

注 2：t 値は White の標準誤差に基づいて修正している。

図表 11 に見られるように、内部統制の因子分析に基づく変数は、いずれも 1%水準で有意となっており、「因子 1-1 内部統制報告制度対応」及び「因子 2-1 正の効果」は、内部統制報告制度に対する効果の認識に対して正の関係性を有しており、一方、「因子 2-2 負の効果」は負の関係性を有している。すなわち、内部統制報告制度対応項目が有効に機能していると認識している企業や内部統制報告制度が自社に正の効果をもたらしているとする企業は、内部統制報告制度に対して肯定的な評価をする傾向にあり、一方、内部統制報告制度に対して負の効果の認識をしている企業ほど、同制度に対して、否定的な評価をする傾向にあるといえる。

このことから、「仮説 3-1：自社の内部統制の機能が有効に機能していると認識している企業ほど、内部統制報告制度に対して否定的な認識を有している。」は、立証されたといえよう。

また、同様に図表 11 から、「仮説 3-2：内部統制報告制度の効果に否定的な企業は、先行研究に示されている開示すべき重要な不備を報告した企業と同様の特徴（高い監査報酬、事業の複雑性、業績の悪さ等）を有している。」については、企業の規模（Size）及び事業の複雑性（Sub）については、1%水準で関連性があるとする結果となったが、監査報酬（AudFee）、外国人投資家比率（Foreign）、流動比率（CR）負債比率（Lev）、業績の悪さ（Loss）については、関連性を見出せなかった。したがって、仮説 3-2 は、必ずしも一意的に立証できたとはいえない。

本研究での回帰分析は、サンプルサイズの問題や、それとも関連して回答企業の偏りがある可能性を必ずしも否定できないことから、結果については抑制的に捉えるべきと考えられる。それでもなお、内部統制報告制度の効果に対する認識が、内部統制報告制度や自社の内部統制の有効性の認識によって左右されるということが、部分的に立証できたと解される。

7 おわりに

本研究では、わが国の上場企業に対する質問紙調査によって、内部統制報告制度に対する意識調査を実施した。

これまでに述べてきたように、「仮説 1-1：内部統制報告制度について、正の効果があるとする企業は、内部統制報告制度の効果に肯定的な認識を有している。」及び「仮説 1-2：内部統制報告制度について、負の効果があるとする企業は、同制度の効果に否定的な認識を有している。」、並びに、「仮説 2：内部統制報告制度の効果に否定的な企業は、内部統制監査よりも、経営者による内部統制の評価に対して否定的な認識を有している。」は立証することができた。

また、「仮説 3-1：自社の内部統制の機能が有効に機能していると認識している企業ほど、

内部統制報告制度に対して否定的な認識を有している。」については、自社において内部統制報告制度対応項目が有効に機能していると認識している企業や内部統制報告制度が自社に正の効果をもたらしているとする企業は、内部統制報告制度に対して肯定的な評価をする傾向にあり、一方、内部統制報告制度に対して負の効果を認識している企業ほど、同制度に対して、否定的な評価をする傾向にあり、仮説 3-1 は立証されたといえる。

しかしながら、「仮説 3-2：内部統制報告制度の効果に否定的な企業は、先行研究に示されている開示すべき重要な不備を報告した企業と同様の特徴（高い監査報酬、事業の複雑性、業績の悪さ等）を有している。」は、変数によって結果が混在しており、一意的な結果は得られなかった。

本研究の結果から、内部統制報告制度の改革に当たっては、第 1 に、上場企業において内部統制報告制度がいかなる効果をもたらしているのかを一定の精度をもって把握する必要性があること、第 2 に、内部統制報告制度の改革の方向性として、企業側の負担感が経営者による内部統制の評価に関連する項目から生じていることを念頭に置く必要があること、第 3 に、その一方で、内部統制報告制度に対して否定的な回答は、予想したほどには大きくなく、制度の改革を求める声、とくに自社の内部統制が有効であるとする企業ほど、そうした声が高いことに留意する必要があるであろう。

本研究では質問紙調査による上場企業の内部統制報告制度に対する認識を分析した。しかしながら、制度改革は、必ずしも意識調査に依存しなければならないわけではない。すなわち、「人気投票」であってはならないと思われる。わが国においていかなる財務報告や資本市場の在り方を標榜するのかという問題を基礎として、内部統制の機能や制度的な枠組みを議論していくことが肝要であろう。

これまで 3 回にわたって検討してきた「内部統制報告制度の効果に関する研究」については、これで一旦終了となるが、今後とも、そうした問題意識を基に内部統制及び内部統制報告制度の研究を進めていきたいと考えている。

注

- 1) 本調査のうち、不正リスクへの対応の結果及びそれに基づく実証分析については、佐久間・町田 (2022) として公表している。
- 2) リッカート・スケールの回答の平均値自体は操作性がないものではあるが、あくまでも記述統計として大きさを見るために提示している。なお、0 から 5 の 6 段階としているのは、中央の選択肢を置かないようにするためである。したがって、選択肢の中での名目上の中央値は、2.5 となり、各回答は、そこからどれだけ離れているかによって評価されることとなる。

参考文献

- 異島須賀子 (2019) 「内部統制報告制度の現状分析」『現代監査』29号、2019年3月、65-76頁。
- 監査法人トーマツ (2008) 「企業の内部統制報告制度への対応状況を調査」、2008年3月21日
(<http://www.tohatsu.co.jp/news/2008/press0321.shtml>; 2022年1月8日時点ではリンク切れ)。
- 金融庁 (2010) 企業会計審議会第17回内部統制部会 資料3-2「内部統制報告制度に関する要望・意見」、2010年5月21日
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/naibu/20101028/03_b.pdf; 2022年1月8日閲覧)。
- (2016) ・会計監査の在り方に関する懇談会「会計監査の在り方に関する懇談会提言－会計監査の信頼性確保のために－」、2016年3月8日 (<https://www.fsa.go.jp/news/27/singi/20160308-1/01.pdf>; 2022年1月8日閲覧)。
- 佐久間義浩・町田祥弘 (2022) 「会計不正の要因及び発見・防止の機能について－実態調査の観点から－」『産業経理』81巻4号、2022年1月、34-45頁。
- 高原利栄子 (2015) 「内部統制監査の現状と課題～監査理論の観点から～」『現代監査』25号、2015年3月、95-103頁。
- 手塚正彦ほか (2019) 「パネル討論会 制度導入10年を経て、内部統制報告制度は機能しているのか？」『内部統制』(内部統制研究学会)11号。
- 東京証券取引所 (2009) 「財務報告に係る内部統制報告制度に関する上場会社アンケート調査結果の概要」、2009年11月18日
(https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/general/tvdivq0000004x31-att/naibuhoukoku_enq.pdf; 2022年1月8日閲覧)。
- 日本監査役協会 (2008) 「『財務報告に係る内部統制報告制度』に関するインターネット・アンケート調査結果果〔速報〕」『月刊監査役』541号別冊。
- (2009) ・財務報告内部統制委員会「『第2回 財務報告に係る内部統制報告制度に関するインターネット・アンケート』調査結果果〔最終〕」『月刊監査役』555号別冊。
- (2010) ・財務報告内部統制委員会「『第3回 財務報告に係る内部統制報告制度に関するインターネット・アンケート』調査結果果〔最終〕」
(<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-342/>; 2022年1月8日閲覧)。
- 日本経済団体連合会 (2007) ・経済第二本部「財務報告に係る内部統制報告制度に関する調査結果概要」、2007年11月2日
(<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/085.pdf>; 2022年1月8日閲覧)。
- 日本公認会計士協会 (2009) 「平成21年3月期の内部統制監査に関するアンケート調査結果」、2009年12月18日
(https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-8-0-2-20091218.pdf; 2022年1月8日閲覧)。
- (2018) ・監査・保証実務委員会研究報告第32号「内部統制報告制度の運用の実効性の確保について」、2018年4月6日
(https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-8-32-2-20180406.pdf; 2022年1月8日閲覧)。
- 日本公認会計士協会近畿会 (2017) ・監査問題特別委員会「提言書－監査の諸問題に関するアンケート結果から－」、2017年3月。
- 日本総合研究所 (2008) 「実施基準の解釈で困惑、整備水準が確立できず～内部統制の整備活動状況についての上場企業アンケート～ ～トップダウンアプローチと自社基準確立が必要～」2008年7月24日 (<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id 3782>; 2022年1月8日閲覧)。

- プロティビティ (2019)「2018年内部統制報告制度 (J-SOX) サーベイレポート: J-SOX 施行10年目の対応状況の調査」、2019年6月
(<https://www.protiviti.com/sites/default/files/japan/insights/2018-j-sox-survey-report-0.pdf>;
2022年1月8日閲覧)。
- PwC あらた有限責任監査法人 (2021)「内部統制報告制度 (J-SOX) の現状に関する480社の調査結果 – ニューノーマル下でのデジタル活用を示唆」、2021年12月17日
(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/jsoc-status-report.html>; 2022年1月8日閲覧)。
- 鳥羽至英 (1983)『監査証拠論』国元書房。
- (2007)『内部統制の理論と制度』国元書房。
- 町田祥弘 (2007)『内部統制の知識 (第3版)』日本経済新聞出版社。
- (2020)「内部統制報告制度の効果に関する研究 (1)」『会計プロフェッション』15号、2020年3月25日、107-130頁。
- (2021)「内部統制報告制度の効果に関する研究 (2)」、『会計プロフェッション』16号、2021年3月25日、203-215頁。
- 松本祥尚 (2010)「内部統制の有効性と監査報酬との関係」監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局。
- 矢澤憲一 (2010)「内部統制の実証分析 – 決定因子、利益の質、証券市場の評価 –」『インベスター・リレーションズ』第4巻、2010年3月31日、3-28頁。
- (2012)「内部統制監査のコストと効果 – 監査の質の解明に向けたニューアプローチ –」『証券アナリストジャーナル』50巻5号、39-52頁。
- 山田善隆 (2015)「内部統制監査と財務諸表監査の関係性からの内部統制報告制度の将来像に関する一考察」『現代監査』25号、2015年3月、104-112頁。
- Akresh, A.D. (2010), “A Risk Model to opine on Internal Control,” *Accounting Horizons* 24 (1) : 65-78.
- Kinney, W, R. Martin, and M. Shepardson (2013), “Reflections on a Decade of SOX 404(b) Audit Production and Alternatives,” *Accounting Horizons* 27 (4) : 799-813.

(付記)

本研究はJSPS 科研費 (課題番号: 19H01553; 課題番号 JP20H01560) の助成を受けたものである。

また、本研究における調査に当たっては、佐久間義浩教授 (東北学院大学) から貴重なご助言をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

(まちだ よしひろ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)